

東京地裁 東電元取締役5名の責任を認め 4名に対して13兆円余の賠償を命ずる

7月22日 山崎久隆(たんぼぼ舎共同代表)

2022年7月13日東京地裁判決

7月13日、東京地裁（民事第8部・朝倉佳秀裁判長、丹下将克裁判官、川村久美子裁判官）は東京電力の株主48名が、東京電力（東電）に代わって元役員の「善管注意義務違反」により福島第一原発事故を発生させたとして損害賠償を求めていた「東電株主代表訴訟」について、原告の請求を認め、被告に対して13兆3210億円の支払いを命ずる判決を下した。

被告として賠償を求められていたのは、勝俣恒久元会長、清水正孝元社長、武藤栄元副社長、武黒一郎元副社長、小森明生原子力・立地本部副本部長の5名。

この判決の意義は、まず、この5名全員の善管注意義務違反（任務懈怠）を認めたことである。5名全員に責任があることを認定した。

続いて、賠償金額については、22兆円の請求に対して、実際に生じた被害額を13兆3210億円と認定し、この金額を被告小森以外で連帯して支払えと命じた。小森明生氏については、取締役になった時期が2010年7月頃以降であり、震災の直前であることから、津波の襲来時までに対策を講じることは出来ず、事故との間に因果関係は認められない、と判断した。

責任は全員に認め、賠償は4人に認めた判決であり、ほぼ完全勝利した裁判であった。

この判決の意義は、まず、この5名全員の善管注意義務違反（任務懈怠）を認めたことである。5名全員に責任があることを認定した。

裁判所の認定「我が国そのものの崩壊にもつながりかねない」

この判決で、骨子の冒頭に記載されている文が最も重要である。その全部を引用する。

『原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねないから、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務がある。

法令の定めを見ても、原子炉施設を設置する者において、その安全性を確保すべき一次的責任を負うことを前提とすることは明らかである。

したがって、原子力発電所を設置、運転する会社は、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて想定される津

波により原子力発電所の安全性が損なわれ、炉心損傷ないし炉心溶融に至り、過酷事故が発生するおそれがある場合には、これにより生命、身体及び財産等に被害を受け得る者に対し、当該想定される津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずべき義務を負う。

また、原子力発電所において過酷事故が生じた場合には、原子力事業者は、原子力損害の賠償に関する法律により無過失であっても莫大な賠償責任等を負い、その存続の危機に陥ることになる。

そうすると、原子力事業を営む会社の取締役は、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて想定される津波により過酷事故が発生するおそれがある場合には、想定される津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をすべき会社に対する善管注意義務を負う。

そして、東京電力の取締役であった被告らが、最新の科学的、専門技術的知見に基づく予見対象津波により福島第一原発の安全性が損なわれ、これにより過酷事故が発生するおそれがあることを認識し、又は認識し得た場

合において、当該過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をしなかったときには、東京電力に

対し、取締役としての善管注意義務に違反する任務懈怠があったことになる。』

長期評価は「津波対策を義務付ける」

津波襲来の危険性については、地震調査研究推進本部（地震本部）が2002年7月に示した、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで、過去400年間に3回大規模な津波地震が発生し、このような津波地震が福島県沖でも発生し得ることを指摘した「長期評価」だった。

これを元に対策すべきであったかどうか、これが「予見可能性」の有無の中心テーマだった。

これについて判決では、『津波の予測に関する検討をする公的な機関や会議体において、その分野における研

究実績を相当程度有している研究者や専門家の相当数によって、真摯な検討がされて、取りまとめが行われた場合など、一定のオーソライズがされた、相応の科学的信頼性を有する知見である必要があり、それで足りる。』としている。

長期評価で明らかにされた津波襲来の危険性に、何の対策も取らなかったことが、取締役の不作为の罪と判断した。

結果回避可能性「水密工事は有効」

判決では、津波が襲来した際の対策の実施の有無により、事故の結果が回避できたかどうかについても判断された。そこでは、津波の浸入を防ぐための防潮堤などの大規模な津波対策を講ずるには、ある程度時間がかかったとしても、原発の運転を継続するためには、津波による浸水を防ぐために水密化などの措置を講ずることが可能であったとし、これを一切しなかったことが不作为であると判断した。

『建屋及び重要機器室の水密化の措置（本件水密化措置）は、建屋の水密化自体でも本件津波の浸水を防ぐの

に十分であった上、重要機器室の水密化によって浸水を阻むという多層的な津波対策となっていたことから、本件津波による電源設備の浸水を防ぐことができた可能性が十分にあった。仮に、一部の電源設備が浸水するような事態が生じ得たとしても、運用面での一定の措置も考慮すれば、重大事態に至ることを避けられた可能性は十分にあった。』と指摘している。

これは、6月17日に行われた最高裁による国の責任を問う「損害賠償請求訴訟」の判決で、少数意見として採用されなかった三浦守裁判官の主張と同じであった。

判決の示す「原発事故を防げなければ取締役の責任は重い」

「一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねない」

この言葉は、全ての原子力事業者に向けられた警告だ。今後も事故が起きた場合、その責任が問われる。それでもあなた方は原子力を選ぶのですか。



これはまた、国民にも向けられた問いでもある。そして、政府に向けられた警告でもあるのだ。